

（紹介手数料）

乙の紹介による職業紹介が整い、甲における採用者が入社したときは、乙はあらかじめ厚生労働大臣に届出た手数料の範囲内で、以下甲の定めにより甲に対し手数料（以下、手数料という。）

を請求し甲はこれを支払うものとする。

2. 求人を受け付ける時の事務費用は10,000円とする。

3. 求人・求職の申込みを受理した以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び

求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言及び

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索、及び

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言にかかる手数料は成功報酬として

職業紹介が成功した場合において、当該採用者の就職後1年間で想定される年収賃金の35%とする。

（紹介手数料の返還）

本件業務により採用された採用者が、入職後3ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職したまたは解雇された場合、乙は甲に対し、以下の規定に従い手数料を通知後30日以内に払戻すものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。なお、正式入社日以前に賃金を伴う就労を開始した場合はその初日を起算日とし、返還期間が発生するものとする。

（1）入社後10日以内に退職：紹介料の100%

（2）入社後2カ月以内に退職：紹介料の50%

（3）入社後3カ月以内に退職：紹介料の25%

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。

（不可抗力）

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。